

高知工業高等専門学校内部組織規則

制 定 平成19年 3月30日
一部改正 令和 4年 7月21日
一部改正 令和 5年 6月15日

(趣旨)

第1条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構の組織に関する規則（平成16年規則第1号）第5条第6項及び高知工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第12条の規定に基づき、高知工業高等専門学校（以下「本校」という。）の内部組織（事務組織を除く。）について必要な事項を定める。

(教員組織)

第2条 本校の専攻科に、ソーシャルデザイン工学専攻の教員組織を置く。

2 本校に、ソーシャルデザイン工学科の教員組織を置く。

3 ソーシャルデザイン工学科の各学年に学年会を置き、各教員はいずれかの学年会に属する。

(基礎教育・各コース)

第2条の2 ソーシャルデザイン工学科に、1、2年生の統括教育組織として基礎教育及び高知工業高等専門学校学則第8条2項で定める次のコースを置く。

エネルギー・環境コース

ロボティクスコース

情報セキュリティーコース

まちづくり・防災コース

新素材・生命コース

(教育研究等支援組織及び教育研究施設)

第3条 本校に、次の室及びセンターを置く。

広報戦略室

国際交流室

教学IR室

アクティブラーニング教育センター

総合学生支援センター

地域連携センター

教育研究支援センター

情報処理センター

2 前項の室及びセンターにそれぞれ室長又はセンター長及び副室長又は副センター長を置く。

3 室長、センター長、副室長及び副センター長は、本校教職員の中から校長が命ずる。

4 室長及びセンター長は、校長の命を受け、当該室及びセンターの業務を処理し、副室長及び副センター長は、室長及びセンター長を補佐する。

5 室長、センター長、副室長及び副センター長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、

欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前項の室及びセンターに関し必要な事項は、別に定める。

(図書館)

第4条 本校に、図書館を置く。

2 図書館に館長及び副館長を置く。

3 館長及び副館長は、本校教員の中から校長が命ずる。

4 館長は、校長の命を受け、図書館の業務を処理し、副館長は、館長を補佐する。

5 館長及び副館長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるほか図書館に関し必要な事項は、別に定める。

(リスク管理室)

第4条の2 本校に、リスク管理室を置く。

2 リスク管理室に関し必要な事項は、別に定める。

(総務企画室)

第4条の3 本校に、総務企画室を置く。

2 総務企画室に関し必要な事項は、別に定める。

(副校長及び校長補佐)

第5条 本校に、副校長及び校長補佐を置く。

2 副校長は教務主事、専攻科長及びソーシャルデザイン工学科長をもって充て、校長補佐は学生主事及び寮務主事をもって充てる。

3 副校長(研究担当)を置き、本校教員の中から校長が命ずる。

4 前2項にかかわらず、校長が必要と認めるときは、副校長又は校長補佐を置くことができる。

5 副校長及び校長補佐は、校長の職務を補佐するとともに、校長から指示された特命事項を処理する。

6 副校長は、校長不在のとき、その職務を代行する。

7 前項の職務の代行は、あらかじめ校長が指名した副校長の順に行う。

(校務を分担する主事等)

第6条 校長が必要と認めるときは、学則第10条に定める主事のほか、校務を分担する主事等を置くことができる。

2 前項の主事等は、教員をもって充て、校長が任命する。

(専攻科長)

第7条 本校の専攻科に、専攻科長を置き、副専攻科長を置くことができる。

2 専攻科長及び副専攻科長は、専攻科を担当する教授をもって充て、校長が任命する。

3 専攻科長は、校長の命を受け、専攻科の業務を処理し、副専攻科長は、専攻科長を補佐する。

4 専攻科長及び副専攻科長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(専攻主任)

第8条 第2条第1項に定める専攻に、専攻主任を置き、副専攻主任を置くことができる。

- 2 専攻主任及び副専攻主任は、当該専攻の教員の中から校長が任命する。
- 3 専攻主任及び副専攻主任は、専攻科長の命を受け、当該専攻の業務を処理する。
- 4 専攻主任及び副専攻主任の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(ソーシャルデザイン工学科長)

第9条 第2条第2項に定めるソーシャルデザイン工学科に、学科長を置く。

- 2 学科長は、教授をもって充て、校長が任命する。
- 3 学科長は、校長の命を受け、当該学科における業務を処理する。
- 4 学科長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(基礎教育長、コース長)

第9条の2 第2条の2に定める基礎教育及び各コースに、それぞれ基礎教育長及び各コース長(以下、基礎教育長等という。)を置く。

- 2 基礎教育長等は、教授をもって充て、校長が任命する。
- 3 基礎教育長等は、校長の命を受け、基礎教育及び各コースにおける業務を処理する。
- 4 基礎教育長等の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副基礎教育長)

第9条の3 基礎教育に、副基礎教育長を置く。

- 2 副基礎教育長は、教員をもって充て、校長が任命する。
- 3 副基礎教育長は、基礎教育長を補佐し、所掌の業務を処理する。
- 4 副基礎教育長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(主事補佐)

第10条 教務主事、学生主事及び寮務主事のもとに、それぞれ主事補佐を置く。

- 2 主事補佐は、教員をもって充て、校長が任命する。
- 3 主事補佐は、当該主事を補佐し、所掌の業務を処理する。
- 4 主事補佐の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(学級担任等)

第11条 各学級に、学級担任及び学級副担任(学年サポート副担任)を置く。

- 2 学級担任及び学級副担任(学年サポート副担任)は、教授、准教授、専任の講師又は助教をもって充て、校長が任命する。
- 3 学級担任は、各主事及び学級所属の学科長、基礎教育長及び各コース長と連絡を密にし、学級の運営に関する事項を処理する。
- 4 学級副担任(学年サポート副担任)は、学級担任を補佐し、連携して学級の運営に当たる。
- 5 学級担任及び学級副担任(学年サポート副担任)の任期は1年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(進路指導担任)

第12条 5学年の各学級に、進路指導担任を置く。

- 2 進路指導担任は、校長が任命する。
- 3 進路指導担任は、学生の進路指導に関する事項を処理する。
(学年主任)

第13条 各学年に、学年主任を置く。

- 2 学年主任は、当該学年の学級担任の中から校長が任命する。
- 3 学年主任は、当該学年の行事等の教育活動及び学生指導等の連絡調整に当たる。
(運営会議)

第14条 本校に、運営会議を置く。

- 2 運営会議に関し必要な事項は、別に定める。
(校長連絡会)

第15条 本校に、校長連絡会を置く。

- 2 校長連絡会に関し必要な事項は、別に定める。
(ソーシャルデザイン工学科調整連絡会)

第16条 本校に、ソーシャルデザイン工学科調整連絡会を置く。

- 2 ソーシャルデザイン工学科調整連絡会に関し必要な事項は、別に定める。
(専攻科連絡会)

第16条の2 本校に、専攻科連絡会を置く。

- 2 専攻科連絡会に関し必要な事項は、別に定める。
(教員会)

第17条 本校に、教員会を置く。

- 2 教員会に関し必要な事項は、別に定める。
(学年会)

第18条 本校に、学年会を置く。

- 2 学年会に関し必要な事項は、別に定める。
(コース会議)

第19条 本校に、コース会議を置く。

- 2 コース会議に関し必要な事項は、別に定める。
(基礎教育会議)

第20条 本校に、基礎教育会議を置く。

- 2 基礎教育会議に関し必要な事項は、別に定める。
(各種委員会)

第21条 本校に、特定の事項を審議するため、必要に応じて委員会を置く。

- 2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 高知工業高等専門学校内部組織規則(平成6年11月10日制定)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 24 年 5 月 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年 4 月 1 日から施行する学則附則第 2 項に記載するつぎの学科に長を置く。
 - (1) 機械工学科
 - (2) 電気情報工学科
 - (3) 物質工学科
 - (4) 環境都市デザイン工学科
- 3 前項に規定する学科の長は、平成 28 年 3 月 31 日当該学科に在学する者及び平成 30 年度までに編入学した者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 3 年 4 月 1 日から施行する学則附則第 2 項に記載する次の専攻に主任を置く。
 - (1) 機械・電気工学専攻
 - (2) 物質工学専攻
 - (3) 建設工学専攻
- 3 前項に規定する専攻の主任は、令和 3 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 7 月 21 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 5 年 6 月 15 日から施行する。